

参考資料 1

(情報公開制度関係資料)

- ①【条例案】 滝沢市情報公開条例（令和5年4月1日施行予定）----- 1 - 8
- ②【参考資料】 岩手県及び近隣市の状況について（写しの交付及び電磁的記録の開示に要する費用の比較----- 9 - 1 1
- ③【現行】 滝沢市行政情報公開条例施行規則----- 1 2 - 1 6
- ④【現行】 市長が管理する行政情報の公開等に関する実施要綱----- 1 7 - 3 4

滝沢市情報公開条例

滝沢市行政情報公開条例（平成9年滝沢村条例第8号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 行政文書の開示（第5条―第18条）
- 第3章 審査請求（第19条―第21条）
- 第4章 雑則（第22条―第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市が保有する行政文書の開示を求める市民の権利を明らかにするとともに、行政文書の開示等に関し必要な事項を定めることにより、公正で開かれた市政の実現を図り、市民の市政参加を一層推進するとともに、市政に関する市民への説明する責務を全うすることにより市政に対する理解と信頼の確保及び合意の形成を促進し、もって地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）実施機関 市長（上下水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、議会、監査委員、農業委員会、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- （2）行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第17条第1項及び第2項を除き、以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売すること又は閲覧に供することを目的として発行されるもの
 - イ 図書館等の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

（この条例の解釈及び運用）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、行政文書の開示を求める市民の権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう、最大限の配慮をしなければならない。

（適正使用）

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用するとともに、情報公開制度の理念が実現するよう、市と一体となって情報公開制度の推進に努めなければならない。

第2章 行政文書の開示

（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示（当該行政文書が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を請求することができる。

（開示請求の手續）

第6条 前条の規定による行政文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- （1）開示請求をする者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- （2）行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- （3）前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- （1）法律（これに基づく命令を含む。）若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の規定又は国からの明示の指示により公にすることができないと認められる情報
- （2）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立

行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にすることが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(5) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、市以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 市若しくは市以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合

において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

- 第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第1号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

（行政文書の存否に関する情報）

- 第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

- 第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定に基づき開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

- 第12条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

- 第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は同条第

1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの行政文書について開示決定等をする期限
(事案の移送)

第14条 実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第15条 開示請求に係る行政文書に市、国、独立行政法人等、市以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則に定めるところにより、開示請求に係る行政文書の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第20条第1項及び第3項において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第16条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受けようとする者は、規則で定めるところにより第11条に規定する通知があつた日から30日以内にその旨を申し出て、その開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（法令等による開示の実施との調整）

第17条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（費用負担）

第18条 開示請求及び第16条第2項の規定による申出に係る手数料は、無料とする。

2 第16条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に係る実費の範囲内で規則で定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

3 第16条第1項の規定により電磁的記録の開示を受ける者は、当該写しの交付に係る実費の範囲内で規則で定める額の当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

4 前2項に定めるもののほか、行政文書の写しの送付により、行政文書の開示を受けようとする者は、当該送付に要する費用を負担しなければならない。

第3章 審査請求

（審理員の指名等の適用除外）

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問等）

第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、滝沢市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年滝沢市条例第 号）第2条に規定する滝沢市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

（1）審査請求が不適法であり、却下する場合

（2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除

く。)

- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写し（同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の反論書又は同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項の意見書の提出があった場合にあっては、当該弁明書の写し及び当該反論書又は当該意見書の写し）を添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関（次項において「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 4 諮問実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに当該審査請求についての裁決をしなければならない。
- 5 実施機関は、情報公開制度の運営に関する重要事項及び改善に関する事項について、審査会に諮問することができる。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 雑則

（行政文書の管理）

第22条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理しなければならない。

- 2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄その他の行政文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けなければならない。

（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）

第23条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じなければならない。

（実施状況の報告及び公表）

第24条 市長は、毎年度、実施機関におけるこの条例の施行の状況を審査会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

（情報の提供に関する施策の推進）

第25条 実施機関は、第2章に規定する行政文書の開示と併せて、実施機関の保有する

情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の推進に努めなければならない。

（委任）

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第2条及び第2章の規定は、この条例の施行の日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にこの条例による改正前の滝沢市行政情報公開条例（以下「旧条例」という。）第12条の規定により滝沢市行政情報公開・個人情報保護不服審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際現に当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。

4 旧条例第20条の規定による旧審査会の委員であった者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前に旧条例第22条の規定により滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「旧審議会」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際現に当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審議会がした調査審議の手続は審査会がした調査手続とみなす。

◆岩手県及び近隣の市の状況について◆（令和5年2月現在）

（写しの交付及び電磁的記録の開示に要する費用の比較）

※この資料は、県、近隣の市の例規より内容を抜粋して作成しています。

1 岩手県（知事が保有する行政文書の開示等に関する規則 第6条）

【写しの交付に要する費用】

区分		単位	金額
1 乾式の複写機による写し （日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	白黒	1枚につき	10円 （両面に複写した場合にあっては、20円）
	カラー	1枚につき	40円 （両面に複写した場合にあっては、80円）
2 1に掲げる以外の写し		1枚につき	当該写しの作成に要する費用に相当する額

【電磁的記録の開示に要する費用】

開示の実施の方法	区 分		金 額
複製物の交付	1 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物		1枚につき80円
	2 1に掲げる以外の複製物		当該複製物の作成に要する費用に相当する額
紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し（日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	白黒	1枚につき10円（両面に複写した場合にあっては、20円）
		カラー	1枚につき40円（両面に複写した場合にあっては、80円）
	2 1に掲げる以外の写し		当該写しの作成に要する費用に相当する額

2 盛岡市（盛岡市情報公開条例施行規則 第11条関係）

【写しの交付に要する費用】

区分	金額
1 複写機による写し（日本産業規格A3以下の大きさまでのもので白黒で複写したものに限り。以下同じ。）	片面1枚につき10円
2 1の項に掲げる写し以外の写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額

【電磁的記録の開示に要する費用】

区分	金額
1 複製物	当該複製物の作成に要する費用に相当する額
2 複写機による写し	片面1枚につき10円
3 2の項に掲げる写し以外の写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額

3 花巻市（花巻市情報公開条例施行規則 第10条）

【写しの交付に要する費用】

区分	金額
1 乾式の複写機による写し（日本産業規格A列3番の大きさまでのもので、白黒で複写したものに限り。以下同じ。）	片面1枚につき10円
2 1の項に掲げる写し以外の写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額

【電磁的記録の開示に要する費用】

区分	金額	
紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの	1 乾式の複写機による写し	片面1枚につき10円
	2 1の項に掲げる写し以外の写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額
磁気テープ等に複製した複製物の交付	当該複製物の作成に要する費用に相当する額	

4 北上市（北上市情報公開規則 第10条）

【写しの交付に要する費用】

- (1) 複写機により単色刷りで複写したもの（日本産業規格A3以下の大きさのもので白黒で複写したものに限り。） 片面1枚につき10円
- (2) 複写機により多色刷りで複写したもの
 - ア 日本産業規格B4以下の大きさのもの 片面1枚につき50円
 - イ 日本産業規格A3の大きさのもの 片面1枚につき100円

（３）前２号に掲げる以外のもの 当該写しの作成に要する費用に相当する額

【電磁的記録の開示に要する費用】

（１）複製物 当該複製物の作成に要する費用に相当する額

（２）印刷物として紙に出力したもの 前項各号の写しに準じた額

（３）前号に掲げる以外の写し 当該写しの作成に要する費用に相当する額

改正

平成13年8月1日規則第23号

平成14年3月29日規則第17号

平成18年3月31日規則第19号

平成19年3月27日規則第8号

平成22年3月24日規則第4号

平成25年12月13日規則第45号

平成25年12月13日規則第46号

平成27年3月30日規則第15号

滝沢市行政情報公開条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滝沢市行政情報公開条例(平成9年滝沢村条例第8号。以下「条例」という。)第32条の規定に基づき、市長が管理する行政情報の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で用いる用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(行政情報の公開の請求書の記載事項等)

第3条 条例第6条第3号に規定する実施機関の定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 請求者の区分

(2) 請求者の区分に応じた次に掲げる事項

ア 請求者が条例第5条第2号に掲げるものであるときは、当該請求者が有する事務所又は事業所の名称及び所在地

イ 請求者が条例第5条第3号に掲げる者であるときは、当該請求者が勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地

ウ 請求者が条例第5条第4号に掲げる者であるときは、当該請求者が在学する学校の名称及び所在地

エ 請求者が条例第5条第5号に掲げるものであるときは、当該請求者が有する利害関係の内容

(3) 行政情報の閲覧又は写しの交付の区分

2 条例第6条に規定する請求書は、行政情報公開請求書（様式第1号）によるものとする。

（行政情報の公開の方法等）

第4条 条例第8条の規定による行政情報の公開は、市長が指定する日時及び場所において、職員の立会いのもとに行うものとする。

2 前項の場合において、行政情報の公開を受けるものは、当該行政情報を丁寧に取り扱い、汚損、損傷、改ざん又は抜取りをしてはならない。

3 市長は、前項の規定に違反するもの又は違反するおそれのあると認められるものに対しては、行政情報の公開を中止し、又は禁止することができる。

（行政情報の写しの交付）

第5条 行政情報の写しを交付するときの交付部数は、一件の請求につき一部とする。

（行政情報の公開に係る費用の納入）

第6条 条例第14条第2項に規定する当該行政情報の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。

（行政情報の検索資料の閲覧等）

第7条 条例第28条の規定による行政情報の検索に必要な資料の作成は、行政情報検索目録（様式第2号）により行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、行政情報検索目録の作成に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

3 第1項の行政情報検索目録は、総務課及び所管課等に置く。

（運営状況の公表）

第8条 条例第29条の規定による運営状況の公表は、広報紙等への登載及び告示により、毎年6月末日までに行うものとする。

2 前項の公表は、前年度における次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（1）行政情報の公開の請求の状況

（2）公開の請求に係る行政情報の公開をする旨又は公開をしない旨の決定状況

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、市長が管理する行政情報の公開等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年8月1日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第17号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第19号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日規則第8号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日規則第45号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日規則第46号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日規則第15号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）
 様式第1号（第3条関係）

行政情報公開請求書

年 月 日

滝沢市長 様

請求者 郵便番号
 住所
 氏名

〔法人その他の団体にあつては、事務所
 又は事業所の所在地及び名称並びに代
 表者の職及び氏名〕

電話番号

滝沢市行政情報公開条例第5条の規定に基づき、次のとおり行政情報の公開を請求します。

請求する行政情報の件名又は内容	(知りたいと思う事項をできるだけ具体的に記載してください。)
請求の目的	
請求者の区分	1 市の区域内に住所を有する者 2 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 〔事務所等の名称 〕 〔所在地 〕 3 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 〔勤務先の名称 〕 〔所在地 〕 4 市の区域内に存する学校に在学する者 〔在学先の名称 〕 〔所在地 〕 5 市の行う事務又は事業に利害関係を有するもの 〔利害関係の内容 〕
公開の方法	1 閲覧 2 写しの交付 (郵送希望の有無 有・無)

備考1 「請求の目的」欄は、請求された行政情報の特定等の参考にするものですが、記載については、請求される方の任意です。

2 「請求者の区分」欄は、該当する番号（重複する場合は、若い番号）を○印で囲んでください。

職員記載欄

行政情報の件名	
処理年度	
所管課等	課等名 担当者 内線番号
備考	

様式第2号（第7条関係）
様式第2号（第7条関係）

（記録媒体から出力する場合の用紙 日本工業規格A4横長型）

行政情報検索目録

選択	年度 区分	課 名	分類コード 庁内文書番号	外部文書番号 発信番号	文書の日付	件 名

改正

平成13年9月4日告示第129号

平成21年3月30日告示第62号

平成25年12月13日告示第176号

平成25年12月13日告示第177号

平成28年3月22日告示第33号

市長が管理する行政情報の公開等に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、別に定めるもののほか、滝沢市行政情報公開条例（平成9年滝沢村条例第8号。以下「条例」という。）に基づく行政情報の公開等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この告示において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(利害関係者の認定基準等)

第3条 条例第5条第5号に規定する実施機関の行う事務又は事業に利害関係を有するものの認定の基準等は、別表第1のとおりとする。

(非公開事項の判断基準)

第4条 条例第9条第1項の規定により公開しないことができる行政情報の判断の基準は、別表第2から別表第11までのとおりとする。

2 別表第2から別表第11までの適用に当たっては、住民の行政情報の公開を求める権利を適正に保障し、かつ、個人に関する情報を十分に保護するようにしなければならない。

(期間の経過による公開)

第5条 条例第9条第2項に規定する期間の標準は、次の各号の行政情報の種類に応じ、原則として当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第9条第1項第1号の情報（法令秘情報）が記録されている行政情報 当該法令又は他の条例で定める期間
- (2) 条例第9条第1項第2号の情報（個人情報）が記録されている行政情報 50年
- (3) 条例第9条第1項第3号から第9号までの情報が記録されている行政情報 10年

(行政情報の公開等に係る費用)

第6条 条例第14条第2項に規定する費用の額は、別表第12のとおりとする。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年9月4日告示第129号)

この告示は、平成13年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日告示第62号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月13日告示第176号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月13日告示第177号)

この告示は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日告示第33号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつて、この告示の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの告示の施行前にされた申請等に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

別表第1 利害関係者の認定基準等 (第3条関係)

1 認定基準及び具体例

認定基準	具体例
(1) 市内における災害等一定の事実が存在していること。	・市内の施設等に滞在又は宿泊して火災等の被害を受けた場合 ・市内に土地又は建物を有している者が、市の施設建設、土地利用、都市計画、道路工事、

	<p>災害対策等によって、当該土地又は建物に影響を受けた場合又は受けるおそれがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の私学に子供を通学させている場合
<p>(2) 隣接市町村に居住する者が、市の行政により生活に影響を受けるなど、市の行政に利害関係を有し、又は有することが予測されること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接市町村との境界付近における無線放送活動やゴミステーションの設置等により、隣接市町村に居住するものが、本市の行政により居住環境に直接影響を受けた場合又は受けるおそれがある場合
<p>(3) 実施機関が行う公法行為により市の行政に利害関係を有し、又は有することが予測されること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市に固定資産税等を納めている場合 ・公の施設の使用許可等市が行った行政処分により自己の権利、利益等に直接影響を受けた場合又は受けることが予測される場合
<p>(4) 実施機関が行う私法行為により市の行政に利害関係を有し、又は有することが予測されること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の所有する土地が買収等の対象となっている場合 ・実施機関と契約関係にあり自己の権利、利益等に直接影響を受けた場合又は受けることが予測される場合
<p>(5) その他上記各号に類し、市の行政により自己の権利、利益等に直接影響を受け、又は直接影響を受けることが予測されること。</p>	

2 認定者及び認定時期

請求者であるかどうかの認定は、請求書を受理する職員が当該請求書を受理する際に行うものとする。

3 認定方法

請求権者であるかどうかの認定は、1の認定基準に基づき、具体的な利害関係の内容等について行政情報公開請求書の記載事項を確認・審査するものとする。

別表第2（第4条関係）

非公開事項の判断基準【条例第9条第1項第1号（法令秘情報）関係】

大分類	小分類	例示項目
-----	-----	------

1 法令又は他の条例 (以下「法令等」という。)の規定により公開をすることができないとされている情報	(1) 明文の規定により、閲覧又は写しの交付が禁止されている情報	滝沢市印鑑条例（昭和50年滝沢村条例第16号）第16条で規定するもの
		刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第47条で規定するもの
		著作権法（昭和45年法律第48号）第21条で規定するもの
	(2) 他目的使用が禁止されている情報	統計法（平成19年法律第53号）第40条で規定するもの
		岩手県統計調査条例（平成20年岩手県条例第58号）第14条で規定するもの
		滝沢市統計調査条例（昭和44年滝沢村条例第11号）第7条で規定するもの
		滝沢市個人情報保護条例（平成9年滝沢村条例第9号）第8条で規定するもの
	(3) 個別法により守秘義務の対象とされている情報	地方税法（昭和25年法律第226号）第22条で規定するもの
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第35条で規定するもの
		統計法第41条で規定するもの
		労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第104条で規定するもの
	(4) その他法令の趣旨・目的から公開することができないと認められる情報	昭和45年8月20日、最高裁第一小法 廷判決によるもの
		昭和52年12月19日、最高裁第二小法 廷判決によるもの

別表第3（第4条関係）

非公開事項の判断基準【条例第9条第1項第2号（個人情報）関係】

大分類	小分類	例示項目
<p>2 個人に関する情報 （事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規程により、何人でもその内容を知ることができるとされている情報</p> <p>イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報</p> <p>ウ 許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開をすることが公益上必要であると認められるもの</p>	(1) 戸籍的記載事項に関する情報	氏名、住所、性別、生年月日、出生地、本籍、国籍、父母・兄弟等の親族関係・続柄等、婚姻、離婚、養子縁組、離縁、認知、成年後見、保佐、死亡等に関する情報
	(2) 思想、信条、支持政党、信仰、宗教、意識、意見、主張等個人の内心の秘密に関する情報	思想、信条、支持政党、信仰、宗教、意識、趣味、意見、主張等個人の内心の秘密に関する情報
	(3) 学歴、職業、職歴、資格、犯罪歴、所属団体等個人の経歴、能力、社会的活動に関する情報	学校名、入学・卒業年度、在学年度、在学期間、学業成績、クラブ活動等の課外活動に関する情報
		会社名、事業名、職種、職位、就職・退職年度、在職期間、昇格・降格・配置転換等、職務の実績・評価、職務上の資格、解雇・停職等の処分等に関する情報
(4) 体力、健康状態、身体的特徴、病歴等個人の心身の状況に関する情報	受賞歴、犯罪・違反・補導歴、更正施設・社会福祉施設等への入所歴等に関する情報	
	各種団体加入の有無、各種行事・運動等への参加に関する情報	
		健康状態、血液型、体格、体力、運動能力等に関する情報
		精神障害の有無・程度、身体障害の有無・障害の部位・程度に関する情報

	報
	傷病名、傷病歴、傷病の原因に関する情報
	検診結果、検査名、検査の結果、傷病の所見、看護記録、訓練記録、治療の内容・方法（投薬の有無・内容、通院・入院の別等）に関する情報
(5) 家族構成、交際関係、生活記録等個人の家族・生活状況に関する情報	家族構成、扶養関係、同居・別居の別、父子・母子家庭である事実、里親・里子である事実等に関する情報
	住居の間取り、持家・借家の別、同居人数、居住期間に関する情報
	個人の暮らし向き、要保護世帯・生活保護受給者である事実等に関する情報
	私人間の紛争・交際、住宅税務等の相談内容、苦情・要望等の内容、趣味・嗜好等に関する情報
(6) 所得、資産等個人の財産の状況に関する情報	給与所得、譲渡所得等の所得金額及び補償金、援助金等の収入金に関する情報
	不動産・動産の種類・価格等及び債権・債務の内容等資産の内容に関する情報
(7) その他特定の個人が識別され、又は識別され得るおそれのある情報	

別表第4（第4条関係）

個人情報の例外的公開の判断基準【条例第9条第1項第2号ただし書関係】

大分類	小分類	例示項目
<p>2 個人に関する情報 （事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規程により、何人でもその内容を知ることができるとされている情報</p> <p>イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報</p> <p>ウ 許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開をすることが公益上必要であると認められるもの</p>	<p>(1) 法令等の規定により、何人でもその内容を知ることができるとされている情報</p>	<p>開発登録簿に記録された情報 （都市計画法（昭和43年法律第100号）第47条～県事務）</p>
		<p>選挙収支報告書に記録された情報 （公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条）</p>
		<p>登記簿に記録された情報 （不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条、第120条）</p>
		<p>商業登記簿に記録された情報 （商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条、第11条）</p>
		<p>建築計画概要書に記録された情報 （建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2～県事務）</p>
	<p>(2) 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報</p>	<p>その個人が公表を了承し、又は公表を前提として提供した情報</p>
		<p>その個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報</p>
		<p>公にすることが慣行となっており、公表しても社会通念上、個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められる情報</p>
		<p>事務事業の執行上又は行政の責務として住民の要望に応じて情報を提供することが予定されているもの</p>

	<p>(3) 許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開をすることが公益上必要であると認められるもの</p>
--	---

別表第5 (第4条関係)

非公開事項の判断基準【条例第9条第1項第3号(事業情報)関係】

大分類	小分類	例示項目
<p>3 法人その他の団体 (国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開をすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位、財産権その他正当な利益を侵害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は</p>	<p>(1) 技術上のノウハウその他技術上の秘密に関する情報</p>	<p>原材料の種類・組成、その使用量・割合、その保管方法等に関する情報、機械・設備等の機種・台数(規模)・能力等に関する情報、生産工程における機械・設備等の配列・利用技術等に関する情報、生産過程における原材料の温度・濃度等に関する情報、生産工程の管理、製品の品質管理等に関する情報、資材の種類・組成・寸法・加工等に関する情報、設計図等に表示された設計者等の考案・工夫等、設計に用いる係数・計算式等、設計に用いる機械等の機種・利用技術等に関する情報、機械・設備等の機種・台数(規模)・能力等に関する情報、運輸・通信等に係るネットワークの構成、機械・設備等の利用技術等に関する情報、通信内容の保護に係る技術に関する情報、コンピュータ等による</p>

<p>健康を保護するために、公開をすることが必要であると認められる情報</p>		<p>情報処理等に係る技術上のノウハウ等に関する情報、生産工程での事故・故障等の発生に関する情報</p>
<p>イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある侵害から人の財産又は生活を保護するために、公開をすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開をすることが公益上必要であると認められるものの</p>	<p>(2) 販売上のノウハウその他営業活動上の秘密に関する情報</p>	<p>生産品目・生産量・出荷額等に関する情報、原材料の種類・使用量、機械・設備等の稼働時間、施設からの排出物質の種類・量等に関する情報、工場等の配置図、工場間の半製品の移送等に関する情報、生産工程における不良品の発生割合等に関する情報、新製品の性能・仕様、その開発の程度、その生産工程・量産開始時期等に関する情報、新製品その他の生産品目の生産計画等に関する情報、原材料の仕入れに係る計画等に関する情報、仕入先との折衝に期する情報、生産計画・出荷予定等に関する情報、新設等に係る新工場・新規プラント等に関する情報、更新・新設等に係る機械・設備等の機種・台数（規模）・能力等に関する情報、新設等の時期・経費等に関する情報、販売実績・契約実績・契約内容等に関する情報、取引先・得意先等の名称・取引の内容・実績・納品状況等に関する情報、法人間の提携・下請・職員の相互交流等に関する情報、顧客との折衝等営業活動の実情に関する情報、商品の陳列方</p>

	<p>法・宣伝方法等に関する情報、販売単価等の基礎となる原価等の額・内訳等に関する情報、利益率・利益の額等に関する情報、受注経路・受注単価等に関する情報、販売計画・販売高の見込額・目標額等、受注計画・交渉の計画・方針等、事業の将来展望・経営方針等に関する情報、売場面積の拡張・店舗の改装等既存施設の更新、営業所・事務所・支店等の新設・移転等に関する情報、更新に係る施設及び新設・移転等に係る店舗・営業所・事務所等の規模等に関する情報、投資予定額・投資対象等に関する情報等</p>
(3) 信用力に関する情報	<p>資金調達の予定額・調達方法、借入金の額・借入れの相手方・借入れの条件・返済計画・借入金の返済状況等に関する情報、債務を保証している個人・法人等に係る情報、担保に供している物件の内容・評価等に関する情報、経営状態に関する情報、売掛金その他の債権の額・内容に関する情報、担保に供することのできる資産の内容等に関する情報等</p>
(4) 専ら法人等の内部に関する情報	<p>採用計画・応募状況・採用状況、職員数・職員の配置状況、人事異動の計画・実施状況等に関する情報、職員の給与体系、給与・報酬・手当等</p>

		の支給額、時間外勤務の実施状況その他職員の勤務時間等に関する情報、販売員の研修方針・営業要員の配置転換計画等に関する情報、法人等の金銭の出納に関する情報、金銭出納の経理上の処理に関する情報、その他法人等の内部の経理に関する情報
	(5) その他公開することにより、競争上又は事業運営上の地位、財産権その他正当な利益を侵害するおそれのある情報	

備考

- 1 この具体例は、法人等の営利的活動に係る活動利益を中心として構成されており、非営利的活動に係る活動利益については、この表により示される基準に準ずるものとする。
- 2 ここに掲げた情報については、更に法人等の活動利益を害することが明らかか否かの判断を行うものであるが、実施機関の保有する資料のみではその判定が困難なものについては当該法人等の意見を聴取する等資料収集に努め客観的判断を行うものとする。
- 3 法人等の活動利益を害する情報であっても、第3号ただし書に該当するものは公開するものとする。

別表第6（第4条関係）

非公開事項の判断基準【条例第9条第1項第4号（任意提供情報）関係】

大分類	小分類	例示項目
4 個人又は法人等から、公開しないことを条件として任意に市の機関に提供された情報であって、当該個人又	(1) 市の実施機関が依頼し、提供を受けている情報のうち、以後の情報収集を確保するため非公開とする必要があるもの	意識調査・実態調査等の調査で、個人又は法人等が公開を望まないことがもっともとみられる内容について、提供を求め、入手した情報等

は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係を損なうと認められるもの	(2) 市の実施機関と情報提供者との信頼関係に基づいて入手している情報のうち、以後の資料収集を確保するため非公開とする必要があるもの	内容上公開になじみにくいという了解の下に個人又は法人等から任意に提供されている情報のうちこれに当たるもの
--	--	--

別表第7 (第4条関係)

非公開事項の判断基準【条例第9条第1項第5号(公共安全情報)関係】

大分類	小分類	例示項目
5 公開をすることにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報	(1) 犯罪の捜査等の事実等に関する情報	捜査機関からの照会事項(刑事訴訟法第197条第2項)
	(2) 犯罪目標となることが予想される施設の所在等に関する情報	施設の施錠の状況、警備の巡回の状況
		毒物劇物等の種類・所在・保管の状況
	(3) 犯罪の被疑者、参考人等が特定され、その結果、これらの人々の生命、身体等に危害が加えられ、又はその地位若しくは正常な生活が脅かされるおそれのある情報	犯罪等の被疑者、参考人の住所、氏名等
	(4) 犯罪等の情報の通報者、告発者等が特定され、その結果、これらの人々の地位又は正常な生活が脅かされるおそれのある情報	犯罪等に関する通報者又は告発者の住所、氏名等
(5) 特定個人の行動予定、家屋の構造等が明らかにさ		

	れ、その結果、これらの人々が犯罪の被害者となるおそれのある情報	
	(6) その他平穏な社会生活、社会の風紀その他の公共の安全と秩序を維持する諸活動が阻害され、又は適正に行われなくなるおそれのある情報	

別表第8（第4条関係）

非公開事項の判断基準【条例第9条第1項第6号（国等関係機関情報）関係】

大分類	小分類	例示項目
6 市の機関と国、市以外の地方公共団体その他これらに類する団体（以下「国等」という。）の機関との間における協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開をすることにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれのあるもの及び主務大臣等から、法令の規定に基づき、公開しないように指示があったもの	(1) 国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれのあるもの	国等の事務に関して市に協議されている情報であって、国等においても当該事務に関する情報を公表していないもの
		国等からの依頼、委託等による調査等に関する情報であって、当該依頼、委託等の契約等の条項中に国等の承認なしに公表してはならない旨の条件が付されているもの
		国等からの依頼、委託等による県又は市町村の行政の実態調査に関する情報であって、国等において公表するまで公表してはならない旨の指示があるもの
		法令等に基づく訓令、通達等によって、非公開の範囲又は内容が明示されているもの

		全国を通じて統一的に公表することを要するとされている情報
		国等からの検査等に係る情報であつて、国等においても公表していないもの
		その他公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれのある情報
	(2) 主務大臣等から、法令の規定に基づき、公開しないように指示があったもの	

別表第9（第4条関係）

非公開事項の判断基準【条例第9条第1項第7号（合議制機関等情報）関係】

大分類	小分類	例示項目
7 実施機関（市長及び水道事業管理者を除く。）並びに市の執行機関の附属機関及びこれに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る情報であつて、当該合議制機関等の公正又は円滑な議事運営を確保するために当該合議制機関等の議事運営に関する規程又は議決によりその全部又は一部について公開をしない旨を	(1) 合議制機関等の審議に係る情報であつて、公開することにより委員の自由な発言が損なわれるもの	発言者を識別できる審議記録
	(2) 公開することにより、合議制機関等の公正又は円滑な議事運営が損なわれるもの	特定の個人が識別される審議記録

<p>定めているもの及び公開をすることにより当該合議制機関等の公正又は円滑な議事運営が損なわれるおそれがあると認められるもの</p>		
--	--	--

別表第10（第4条関係）

非公開事項の判断基準【条例第9条第1項第8号（意思形成過程情報）関係】

大分類	小分類	例示項目
<p>8 市の機関又は国等の機関が行う事務に係る意思形成過程における審議、検討、協議、調査、研究等に関する情報であって、公開をすることにより、当該事務又は将来の同種の事務に係る意思形成に支障が生ずるおそれのあるもの</p>	<p>(1) 最終的な意思決定までの一段階にある情報であって、公開することにより、住民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれのあるもの</p>	<p>行政内部において十分な検討・協議等がなされていない未成熟な情報</p>
	<p>(2) 行政内部の各種会議、意見交換等の記録であって、公開することにより、行政内部の自由な意見交換又は情報交換が妨げられるおそれのあるもの</p>	
	<p>(3) 調査、試験研究等の結果等又は統一的に公にする必要のある計画、検討案等であって、公開することにより、請求者など特定のものに不当な利益又は不利益を与えるおそれのあるもの</p>	
	<p>(4) 審議、検討、調査、研</p>	

	究等のために収集し、又は取得した資料等であって、公開することにより、それ以降における行政内部の審議等に必要な資料等を得ることが困難になるおそれのあるもの	
	(5) その他公開することにより、当該事務又は将来の同種の事務に係る意思形成に支障が生ずるおそれのある情報	

別表第11（第4条関係）

非公開事項の判断基準【条例第9条第1項第9号（行政執行過程情報）関係】

大分類	小分類	例示項目
9 市の機関又は国等の機関が行う取締り、検査、監査、試験、入札、徴税、争訟、交渉、涉外、人事その他の事務に関する情報であって、公開をすることにより、当該事務若しくは将来の同種の事務の実施の目的が損なわれ、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの	(1) 公開することにより、当該事務を実施する目的・意味が失われる情報	事務を実施しても予想どおりの成果が得られず、実施する意味がなくなるおそれのある情報をいう。
	(2) 公開することにより、特定のものに不当な利益又は不利益を与えるおそれのある情報	公開することにより、情報を得たものと得ていないものとの間に不公平が生じ、特定のものに対して、不当な利益又は不利益をもたらし、結果的に、住民全体の利益が損なわれるおそれのある情報をいう。
	(3) 公開することにより、経費が著しく増大し、又は当該事務の実施の時期が大幅に遅れるなど行政が混乱するおそれのある情報	

	(4) 公開することにより、関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれのある情報	公開することにより、市と第三者との間における信頼関係が損なわれ、それ以降における情報収集や相手方の理解・協力を得ることが困難になるおそれのある情報をいう。
	(5) その他公開することにより、当該事務又は将来の同種の事務の実施の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのある情報	

別表第12（第6条関係）

交付の方法	費用の額		備考
	白黒	カラー	
1 行政情報を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円	両面に複写された用紙については、片面を1枚として費用の額を算定する。
	カラー	用紙1枚につき20円	
2 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円	両面に複写された用紙については、片面を1枚として費用の額を算定する。
	カラー	用紙1枚につき20円	
3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第4条第1項の規定によ	1の項及び2の項に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）に		

り同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法	よってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円	
4 1の項から3の項までに掲げる交付の方法以外の方法による行政情報の写しの交付	当該行政情報の写しの作成に要する費用に相当する額	
5 行政情報の写しの送付に要する費用	実費相当額	